

農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

下市町長 仲嶋 久雄

市町村名 (市町村コード)	下市町 (29443)	
地域名 (地域内農業集落名)	善城地区 (善城平城集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月20日 (第 1 回)	

注 1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注 2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

周囲が山林で囲まれているため、野生動物による被害が増え対策が必要になっている。 集落全体が傾斜地に位置しており平地の畑に比べ作業負担が大きい。
【地域の基礎的データ】 農業者：1 人（うち 5 0 歳代以下 1 人）、団体経営体（法人・集落営農組織等） 1 経営体 主な作物：梅

(2) 地域における農業の将来の在り方

中山間地域等直接支払交付金に引き続き取り組み、遊休農地の発生防止に努める。 認定農業者 2 名が耕作をしており、今後も栽培を継続する。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1.1333 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1.1333 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

中山間地域等直接支払交付金の対象農用地を農業上の利用が行われる区域とした。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
当地域内は、認定農業者が耕作しており、引き続き対象農地については認定農業者が耕作を行う。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
特になし。
(3) 基盤整備事業への取組方針

特になし。
(４) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
認定農業者の雇用者等、農業従事者を次世代の担い手とするため育成を行う。
(５) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
出荷の際は、選果場等を活用し共同出荷を行う。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☒	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他
【選択した上記の取組方針】 ①イノシシ・シカの被害が深刻なため有害鳥獣対策を実施する必要がある。 ⑤中山間地域等直接支払交付金を活用しながら栽培を継続し果樹栽培を推進する。									